

地域建設業経営強化融資制度の導入等について（お知らせ）

建設投資の減少や厳しい金融環境等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は依然として厳しい状況に直面していることから、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として現在導入している「下請セーフティネット債務保証事業」に加え、「地域建設業経営強化融資制度」を導入しましたのでお知らせします。

制度の利用にあたっては、「下請セーフティネット債務保証事業」又は「地域建設業経営強化制度」のいずれかを選択して利用することができます。

記

1 「地域建設業経営強化融資制度」について

建設業の資金調達の円滑化を推進するため、国土交通省が平成20年10月に創設した制度です。公共工事等に係る工事請負代金債権（未完成工事を含む。）を事業協同組合等又は（財）建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者（債権譲渡先）へ譲渡し、債権譲渡先より出来高の範囲内で転貸融資を受けることができます。さらに、保証事業会社から前払金保証を受けた工事であれば、保証事業会社の債務保証を条件に、出来高を超える部分を金融機関より直接融資を受けることができます。

詳細については、財団法人 建設業振興基金ホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html>

2 「下請セーフティネット債務保証事業」の改正について

「地域建設業経営強化融資制度」の導入に伴い、「下請セーフティネット債務保証事業」について次のとおり改正しました。

(1) 対象工事の見直し

【現 行】請負代金額1,000万円以上の建設工事

【改正後】請負代金額1,000万円以上の建設工事（低入札価格調査の対象となった工事を除く）

(2) 融資実行報告書提出の義務付け

発注者の債権譲渡承認後に債権譲渡人が融資を受けた際、債権譲渡人及び債権譲受人の連署による債権融資実行報告書（様式8）の提出を求めることとし、下請人等への支払条件の改善を図る。

3 施行日

平成23年9月8日

4 事務取扱要領等

各制度を利用される方は、市原市HP掲載の事務取扱要領をご確認ください。

<http://www.city.ichihara.chiba.jp/030zaisei/kanzai/keiyaku/rules.html>

問合せ先 契約管財課 契約係 内2583・2589
